



1063



414
A 4514



天正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈

抑政府と外國公使との間ニ議論乃叢生する元
日本公やけ出との多めニ政府の代人と外國の商人
との間ニ明約或ハ黙約を結ひしる賣買貸借
又ハ其他の事件とを生ずる内願の捌き方を公使
等より強ひ出さるあり此類の強御ハ兩國政府を
表向の扱ひを各決するに非ざる告の外國人表
立を以て立して日本の正當裁判を以て役所を

大隈侯爵邸寄贈

て執考所分ある一者あり、併訴人より居留國
 の裁判所へ手と原し申立てて執考を遂る事
 不能裁判所より竟に此訴を取揚せらる事
 能と決まる、此に本國政府決事の扱ふ立入る
 應り、況米國執政スウオルト氏去ふ外邦に此任
 一多る國民居留國の裁判所出訴せし事
 本國より扱ひ立入る要例數個あり
 第一に原告人其權利を保存守り力の及ぶに

裁判所の類似を明示せらるる力を竭し、時
 亦二つの條の筋順序を失泄落なく、法局を遂て
 結末の局より失落あるを、時
 亦三つの最後の裁断は、調束し者のとある人
 情と違ひ、悪弊あること、裁判の悟りの思を
 是類を罪状を極き、破けり、條理的なる法
 庭の上採用せらるる時あり、此類、千八百六十六年米國
 政府より、エキドールを留せし、米國公使の告るごと

テイプロマテッキコレスボニデニスオニ号四百五十六葉ノ如クシ
 右ノ号ニ規別ハ甲乙兩國平民ノ間ニ起リし争端を
 甲ノ政府之を裁断セシメ原告アリ乙國ノ民不年乙
 國ノ政府ハ助力を給ヒ甲ノ政府ハ御召を仕ウケル時ニ
 用由ル法ニ依ルルモ原告ハ一ノ政府をお召ニ出
 出訴シ而シテ其被告ノ政府ヨリ一ノ御召裁判局を
 設ケ政府ノ代入を立テ其御召を許ス時モ御召は
 御召を用由而シテ新設スル裁判局ハ一ノ御召を政府ニ

関与スル事ニテ政府ハ政府行政ノ
 官より不法ニ力致スル事モ亦一是ハ合衆國ニ
 テ内外人民ノ約定より起ル事ニテ會計局ノ
 (返金を望ミ御召裁判局ニ出訴スル時ニ御召を
 去ル) 若キハ自ラ法を以テ其御召を以テ其國ノ民
 ナシトシテ前文ノ如ク政府ハ一ノ裁判局を立テ日
 其裁判を要スル事ニセシ是亦漏生日耳曼新
 邦瑞士聯邦等モ亦御召ニ依リテ其國ノ民

ペテイニユシ、ラスライトを得る。訴訟ありては法廷の道に
 此ペテイニユシヲライトと得る。訴訟といふ原告より訴へ國王に出訴
 し、其許可を以て裁判所へ出訴し、之國に取掛るを得
 する所のよその各國の政務より政府より訟を為さる
 許すの成規あり、而して其事件の關係する官局を至公
 至情の熟考を以て決定する。此方法始も日本に意を以し、古
 法法廷に裁判局を設け、又審判を以て各國に之を以
 互極の良法といふを以て、然とも各國政府より出訴

人民よりして法廷に苦情を申出、其権を以て
 又其裁判局より吟味し、其事件は其國の政府
 關係ありては、然と落着を申渡す例も有る。こ
 たとくは戦争の時分捕らるる船中、積荷の
 事、或は歐米開化の他邦に於て採り用ひるる
 律例、被シリシニ債の貸主あり、英民とも、其國
 より強債を以て大議論を明白ありしに
 其時の論

萬國通行の法は正理公道及び諸人の適宜の事
 物の道理を基とし、他國の政府承認の上仕掛し
 暴行として損害を受し時と事情毫末の疑い
 ありし諸裁判局を裁断を吾み國君に於ては
 断然之を吾し時のお強償を許さる事通
 法あり又政府の制を請ふ事あり裁判局を
 直に其見解を以て裁断し、譬へ訛誤ありし
 強償を得るを得るも又疑ひなき物と取つては

人毎に見解異なる者あり外國人の強し所は公平
 なる君臣を審判する如く偏頗あり人事を
 希聖はと

是英より字を以て論文を各國の許諾を得しもの
 前云へる暴行より生ずる損害より一國より外國の
 人に逼る勢力を用ひ又は其意を懐りて得るもの
 損害を以て致し若くは奪りしるもの互の約束事
 七 國せしむる英米の法律上はトルフと唱ふる如き非義を法の暴害

といふ事然るに國民等々之と凡人の物より起る損害の爲に
 来る償と云ふは非義の暴に其區別ありし可なりや
 然るに政府は國民の身体と所持物羅す其暴の損害を
 却盗匪制等の如き防く權あるの如きは是を防ぐに尤も其條たり
 然るに人身及び物品に罹る損害の爲に償の法を設け以
 他人を罪なき禍の起るべし其原因を止めしむるに豫防の術
 を與ふといふ法律の次第と其條方の懈怠より起る事
 件と視成之の如き損害の如きは他の政府に對し

之を免るべきは唯賠償を果せしむるのみなり
 人

物束の破損より起る損害は原告人情勢の事務より生
 じたるものなり中其被害して取組むる如きは物束起る
 事より一より區りし事もあり且其條より事を如し
 刑に政府は出給し給する程の物を給する之を本人の過失
 又物を給するといふは之を以て之を
 又物を給するといふは之を以て之を

物未だありしを恃むる多き吾を篤と量察を加ふ
 べきことあるは今我物を治るべき所政府の
 第一の正理を主張する人間の権義を理んし
 又、裁判を求むるに力足らざるは若くは強視するに
 此等の事被追物を治ふの事改之量察し之
 之を治るべし我々新法を治るべきなり
 我ら物を治るべし政府の會計局取當り
 課税の権を以て金を募る事急の如く

出さざるを以て市塵より金を借り事を行ふ
 合衆國日耳曼の両政府の如く大戦中何れ
 後以前より治りてしもの設當を取らるる物を治
 るの前被量察し之改之知る事我々新法
 之を治るべきなり
 又今我物を治るべし政府の外交事務は國
 内外私に之制度廢棄する被追物を治るべし
 前改之量察し之之を治る事我々新法

とふと得たはし

供兵私多事國力應繁入氏懶惰一々を
勤農の事急ること西班牙國のめきこのと
物を治ひ或は國債の返還も難い事極るは
中國金券を極りて但價を賣拂ひ前
借の利のこを返海よりめきこのと貸
金の物を治ひ極る事急るを急るは中
うく唯已まを致すの外更は他を治るの事

本
正
官

西班牙のめき應繁微力の政府は許し金に貸其
いえより是き業あり故貸者極る事急るは中
不納を量る事等を見いひて計算を立らるは是れ
取つて貸者日身の欲情より出する事急るは中
益を増進せんと慮りしに極る故は其物束の条
款も日身の思ふまに之を改め決して政府は保り
許すを得し和之を成したるに難き之各國政府も
各自國より其土地を拓き或は其産物を開くは

本
正
官

大正 官
入費ありきよれば入力を要せしむるありは何れも
國の爲に及ぶ勸励金を貸し力を賜ふの理ありんば
一の政府は國及び他の政府と法に私約より親し
争ひ争ふ助けし法約の政府と密通するに之を際を
履み己を利する奸民を愚民の誹りて朝の如き政府
の善政を成りては彼を兵力を借しても已むる關係
ありし物事を果ししやんとするに法を辨へしは
政府と云んぬるに

爰二の民ありて外國政府と約を法い夫より起る海
つと日國政府の助力を乞ふは其政府元より是を承認
道理ありて故に元互の私密に法ある事ありは務し
兩國に立入る難し云々政府と國民の両方とも
裁制あり萬國公法にも公然と中々立入るの權義を許せし
を見ん又一の國及び他の國の政府と情願し私約を結ぶ
は本國の政府公然と中間に立入る事其事を共々聞は
約を結ばし政府を輕視するに當りて各國は又逐て乃

事好を

今を距る事殆と五十年被コロリダ條約談判中或る米
 國の氏西班牙政府を相手取て約束を爲す事を責め其助力
 を米政府に乞ひし時執政ジョンキニシアダムス氏之に答へし一説
 ありたに附を

甲國に生息する氏自國に居て乙國政府と物をおし其為
 り甲國に援を乞ふて物をおし乙國に及ぼすも理に於て治し難し
 とん況や甲國氏の乙國に永住し其保護を乞ふ生息する

まゝ甲國に知し其事あり其在るを乙國に治めせ
 し時にお分け其理をいふ又甲國に於ては國民其心の上
 の物をおし乙國に治めし之を治めしむるの權なく此等
 の事其國民其心なく知る所なり

此以來米國政府も此例に従ひ裁判あり偶例に異あり
 皆公使書の政府の命を俟たし其返問に立ち入るるあり
 彼の衆人の能く知るる英執政ロルバーストにより其邦に在る
 其も同國の公使に贈るる回達の手書

我々断るに於て是迄英及の金銀の事、然し即國
政府と約を結ばし即國政府と約を結ばし即國
是を強し出らし之を即國の國勢として取扱ふ事を
應ふべきに由法なり

此文中に金銀關係の事として或る極く高の金を定むる
利息をかく確立する取置の法を以て即國政府の貸借する時の
事として云ふは即國政府として其人民の爲公然と返金を求めし
例に先年英佛西班牙の三國と墨西哥に向て戦争を起す事あり

是より即國債の返還を促すに唯無を起すの名とを以て位を
事として云ふは即國債の返還の事と出さし若しあるに
是年條約改定の期に到り此件は即國債の返還を促す見解もある
は即國債の返還を促すに唯無を起すの名とを以て位を
煩雜を防ぎしもの策を設くる事より政府の権中より曾て
南亞墨利加州中數邦に於ては佳法なりんを政府の代人と即國
人と約を結ぶ時この條款を設け置る事より其議論差起す事
即國政府裁判所の裁判として決して即國人本國の政府を後を

設け此約定の事件及び是より生ずる損害求需の事件を交際上の
 論也と附會し或事又托し之約定の中間に立入る事是へは決
 等の事を記し之の又公告し或は政府の爲め之約定を結ぶ
 日本人も凡そ外國人と約定を結ぶ以上文の條款を相手方の
 外國人又亦し之と承諾をせられ約定を結ぶを許さば又其約
 定の書に日本語及び其外國人自國の語り又ハ英吉利語に
 譯し之後の煩雜を防ぐ爲めとの意を補し置
 也

又且文の條款を日本語英吉利語日耳曼語及び佛
 朗西語に訳し之を政府の代人書に添へ置也
 政府は猶豫備の爲め諸開港場に告示を掲げ前
 條款を播らされ政府の代人書に外國人と約定するを
 許さば又此大主意を別し其約定此後事あり
 上御も之を政府之を採用せざるなりとの意を致
 極の圖語に釋し之を也
 此旨を若くは苗の各國公使領事の類より其國に送る

市令とは大に簡便なりとて然と雖も各領事ハ
高戸の胆氣又壓とて是を益の抵抗を以て海
國に領事者々々急事の後ハ人彼より後
告示するに事あり又深きに予より直に市令を以て
其由を公使領事者々通知して可也

千八百七十一年第十月二日 イペシヤイン スミス

大正官